

気候変動関連情報開示の動向

経営課題としての 気候変動問題

2015年のパリ協定合意以降、世界の脱炭素化に向けた動きが加速している。各国が長期的な温室効果ガス削減目標を掲げ、社会経済システムを脱炭素に向けて変革する動きが活発になっている。特にEUでは顕著で、最近でも新型コロナウイルス禍からの復興に関する加盟国への資金供与についても気候変動対策の整備を条件とといったグリーンリカバリー政策や国境炭素税の導入が検討されるなど、2050年ネットゼロエミッション^(注1)に向けた動きが活発になっている。世界におけるRE100^(注1)加盟企業の増加、EV（電気自動車）やその他低炭素製品の普及など、エネルギー消費や一般製品市場においても脱炭素化は大きな潮流となっている。

このように社会経済システムや消費動向と

気候関連財務情報開示タスクフォース(TCFD)メンバー
三菱商事サステナビリティ・CSR部長

いった外部環境が脱炭素に向かい大きく変化することに伴い、企業にはリスクが生じる。自社の製品やサービスが脱炭素社会でも生き残れるのか、いわゆる「移行リスク」である。想定される外部環境の変化が大きいだけに、これらリスクは重大なものとなり得る。従って、これらリスクに適切に対処することは、

長期的な企業の成長や競争力を左右する重要な課題と位置付けられている。また、外部環境の脱炭素化以前に、足元で生じている気象の激化にサプライチェーンやオペレーションが影響を受けるといふ、いわゆる「物理的リスク」への対処の必要性も年々高まっている。企業にとり、かつて「企業の社会的責任の一環として地球環境のために」配慮すべき課題であった気候変動問題は、今や「自社の長期的成長や競争力強化のために」対処が必要な経営課題に変質したといつてよいだろう。

藤村 武宏
ふじむら たけひろ



気候関連財務情報開示 タスクフォース(TCFD)提言

気候変動問題への対応が企業の成長を左右する一因としてクローズアップされる中、投資家、特に長期投資家は、企業の気候変動対応を企業評価の一要素として捉え、企業に対してこれら対応の開示を求める姿勢を強めている。例えば、年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)は長期的リターン向上のためESG投資を開始し、その中で企業による気候変動問題への対応に関する情報開示を促しており、また最近の例では、米国のブラック・ロック社がラリー・フィンクCEOからの書簡という形で多くの企業の経営者に対して気候関連の情報開示をことさらに要請するなどの動きが見られる。

気候変動問題の経営課題化、およびかねてからの資本市場の開示要請の高まりを受け、

(注1) RE100: Renewable Energy 100% 企業が自らの事業の使用電力を100%再生可能エネルギーで賄うことを目指す国際的なイニシアティブ

図表 TCFD提言が推奨する主要な開示項目

ガバナンス	戦略	リスク管理	指標と目標
気候関連のリスクと機会に係る当該組織のガバナンスを開示する。	気候関連のリスクと機会がもたらす当該組織の事業、戦略、財務計画への現在及び潜在的な影響を開示する。	気候関連リスクについて、当該組織がどのように識別、評価、及び管理しているかについて開示する。	気候関連のリスクと機会を評価及び管理する際に用いる指標と目標について開示する。
推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容	推奨される開示内容
a) 気候関連のリスクと機会についての、当該組織取締役会による監視体制を説明する。	a) 当該組織が識別した、短期・中期・長期の気候関連のリスクと機会を説明する。	a) 当該組織が気候関連リスクを識別及び評価するプロセスを説明する。	a) 当該組織が、自らの戦略とリスク管理プロセスに即して、気候関連のリスクと機会を評価するために用いる指標を開示する。
b) 気候関連のリスクと機会を評価・管理する上での経営の役割を説明する。	b) 気候関連のリスクと機会が当該組織のビジネス、戦略及び財務計画（ファイナンス・プランニング）に及ぼす影響を説明する。	b) 当該組織が気候関連リスクを管理するプロセスを説明する	b) Scope 1、Scope 2及び、当該組織に当てはまる場合はScope 3の温室効果ガス（GHG）排出量と関連リスクについて説明する。
	c) 2C或いはそれを下回る将来の異なる気候シナリオを考慮し、当該組織の戦略のレジリエンスを説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクを識別・評価及び管理するプロセスが、当該組織の総合的リスク管理にどのように統合されているかについて説明する。	c) 当該組織が気候関連リスクと機会を管理するために用いる目標、及び目標に対する実績を開示する。

金融安定理事会（F.S.B.）^(注2)の傘下に設立されたのが「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）」である。TCFDは、気候変動という外部性を企業評価に包含していくことを狙い、2017年6月、気候関連財務情報開示のためのフレームワークを提言の形で取りまとめた。TCFD提言では、企業に財務的インパクトをもたらすリスクと機会に関する

る企業の対応状況について、「ガバナンス」「戦略」「リスク管理」「指標と目標」という四つの項目での開示を推奨している。この4項目は企業の経営・運営における中核的要素である。気候変動に限らず、一般に企業が何らかのリスクに対応し、または事業機会を獲得しようとする時、これらが適切に行われているかを評価するに際しては、この四つの観点から企業を評価することが肝要であるという考えのもと、TCFD提言においても、企業による気候関連の取り組みについて、この四つの項目を網羅する内容での開示を推奨している。

TCFD提言は、開示主体となる企業や開示情報を利用する投資家に浸透し、2020年9月現在、約1400の企業・団体の支持を得ている。特筆すべきは、国別に見た支持企業・団体数は、我が国が約300と最多となっている点である（2位の英国は約200）。我が国においては、民間企業のみならず、経済産業省、環境省、金融庁、さらにはGPIFといった政府関係機関が、TCFD提言による情報開示を積極的に後押ししており、まさに官民が一体となってTCFD提言の普及が図られている点特徴的である。なお、TCFD以前にも、PRI、CDP、CDSB、SASBなど、企業による気候変動関連情報の開示のフレームワークは複数存在していたが、これらのフレームワークは今やTCFD提言に沿った形でそれぞれが修正され、TC

FD提言が気候変動関連情報開示のグローバルスタンダードになっている。

気候変動関連情報開示の法制化

気候変動関連情報開示のグローバルスタンダードたるTCFD提言だが、提言自体はあくまで法的拘束力のない、任意のフレームワークとして策定されている。一方、このフレームワークを用いた情報開示を法制化しようとする動きが出てきている。フランスでは既に義務化されている気候変動関連情報開示をTCFD提言に連動させることを検討中であり、英国では2022年までにTCFD提言に沿った情報開示が制度化される予定となっている。こういった動きは今後各国に波及してくる可能性も否定できない。TCFD提言の意義は、フレームワークに沿って企業が自ら気候変動問題への耐性をチェックし、さらに開示された情報を基礎として企業と投資家がより実効的なエンゲージメントを行うことが出来る点にある。企業が自らの業種、業態規模に即してその企業ならではの気候変動問題への対応を検討し、そして投資家とのエンゲージメントを通じて気候変動関連施策をそれぞれの企業の特性に即してバージョンアップしていくことが大切である。私見ではあるが、開示の法制化が開示情報の画一化、定型化を招くことになれば、TCFDの意義が薄れてしまう懸念があり、法制化にはより慎重な検討が必要になると考える。

(注2) 金融安定理事会：Financial Stability Board

規制や監視を通じて世界の金融秩序の維持を目指すG20首脳会議傘下の国際組織。主要25カ国・地域の中央銀行、金融監督当局、財務省、主要な基準策定主体、IMF(国際通貨基金)、世界銀行、BIS(国際決済銀行)、OECD(経済協力開発機構)等の代表が参加